

2018年4月～2019年3月

2018年度 日本連盟トレーニングセンター 特別講習会

「2段特別講習会」、「3段特別講習会」、「4段特別講習会」、
「3段・4段セミナー」、「推手特別講習会」

募集要綱

公益社団法人日本武術太極拳連盟 太極拳指導員委員会

1. 事業実施の趣旨：

日本連盟トレーニングセンターを有効に活用して、太極拳上級者、太極拳上級指導員の技能向上と指導者育成を推進することを目的として実施する。

2. 実施する特別講習会と募集定員：

1)「2段特別講習会」：

- ◆2016年度までに太極拳2段を取得した人を対象とする（「2018年度3段受験対策講習会」の対象者と同じとする）。
- ◆太極拳2段取得者が3段の技術内容を研修し、習得するための講習を行う。
- ◆募集定員は、実施日程の各日につき各200人とする（ただし、参加希望者数と講師配置の情況により、必要に応じて20～50名程度の増員をすることができるものとする）。また、受理通知後の確定申込の辞退率を考慮して、受理通知人数を若干数増員することができるものとする。

2)「3段特別講習会」：

- ◆2016年度までに太極拳3段以上を取得した人を対象とする。
- ◆3段取得者がさらに高いレベルの太極拳技術を習得するための講習を行う。
- ◆募集定員は、実施日程の各日につき各200人とする（ただし、参加希望者数と講師配置の情況により、必要に応じて20～50名程度の増員をすることができるものとする）。また、受理通知後の確定申込の辞退率を考慮して、受理通知人数を若干数増員することができるものとする。

3)「4段特別講習会」：

- ◆2018年度までに太極拳4段位を取得した人を対象とする。
- ◆4段取得者がさらに高いレベルの太極拳技術を習得するための講習を行う。
- ◆ただし、2018年4月に4段位を取得した人は、9月開催の②以降から申し込むこと。2018年10月に4段位を取得した人は、2019年2月開催の③以降から申し込むこと。
- ◆募集定員は、実施日程の各日につき各150人とする（ただし、参加希望者数と講師配置の情況により、必要に応じて20～50名程度の増員をすることができるものとする）。また、受理通知後の確定申込の辞退率を考慮して、受理通知人数を若干数増員することができるものとする。

4)「3段・4段セミナー」：

- ◆2017年度までに太極拳3段または4段を取得した人を対象とする。
- ◆3段取得者、4段取得者がさらに高いレベルの太極拳技術を習得するための講習を行う。
- ◆募集定員は、実施日程の各日につき各200人とする（ただし、参加希望者数と講師配置の情況により、必要に応じて20～50名程度の増員をすることができるものとする）。また、受理通知後の確定申込の辞退率を考慮して、受理通知人数を若干数増員することができるものとする。

5)「推手特別講習会」：

- ◆太極拳2段または3段以上の取得者で、都道府県連盟またはブロックが主催して実施する推手講習会に過去2回以上参加した人（「推手規定套路講習会」、「推手基礎套路」の参加者も可とする）。また、2017年度検定で2段に合格し、登録した人は、10月実施の「推手特別講習会②」

以降の講習会から参加することができる。

- ◆定歩四正手を連貫して回すことができる人に限る。推手の基礎技術を備えた人を対象に、推手技術をさらに練磨し、套路技術の向上に役立てる内容の講習を行う。
- ◆参加希望者が、本件講習会に初回に参加申込みをする際には、所定の書式に基づいて都道府県連盟またはブロックの責任者が押印した「2人1組 参加申込書・推手講習会参加証明書(推手書式一1)」を添付して参加申込みをしなければならない。「2人1組 参加申込書」に設けられている「証明欄」に、県連盟またはブロック責任者が証明の捺印をして申込む。(ただし、この「証明書欄」の記入・捺印は、2007～2017年度に本講習会の参加実績がある人が2回目以降の参加申込みをする際には、作成不要とする)。
- ◆本講習会の参加者は、毎回の参加時に「安全注意義務確認書」(推手書式一2)に本人が署名、捺印したものと提出することが義務づけられる。
- ◆募集定員は、実施日程の各日につき、各200人とする(ただし、参加希望者数と講師配置の情況により、必要に応じて30～50名程度の増員をすることができるものとする)。申込書は、必ずパートナー氏名を記入した「2人1組用 参加申込書」を使用して申し込むこととし、パートナーのいない申込者は受理しないこととする。

3. 参加形態と受講料:

1) 参加コース:

A)「2段特別講習会」は2回(①・②)、「3段特別講習会」「4段特別講習会」は3回(①～③)実施する。各回の実施日程は、土、日、月の3日間設定されており、受講者は、

- ◆土、日の2日コースに参加してもよい、
- ◆土、日、月の3日コースに参加してもよい。

1日のみの参加は受理しない。(講習効果が期待できないため)。申込み時に、「2日コース(土、日)」、「3日コース(土、日、月)」のいずれかを選んで申し込む。なお、2日コースは「土、日」のみとし、「日、月」の2日間の申し込みは原則として受理しない。

B)「3段・4段セミナー」は、平日の「火、水」のコースを5回(①～⑤)実施する。各日に、4段取得者コースと3段取得者コースを設ける。受講者は、

- ◆火、水の2日コースに参加してもよい、
- ◆火または水の1日だけ参加してもよい。

C)「推手特別講習会」は、東京・日本連盟トレーニングセンターで4回(①～④)、大阪トレーニングセンターで1回の、合計5回実施する。いずれも、土、日の2日コースのみとし、3日コースは設けないこととする(参加者の疲労度、安全性を考慮)。

2) 受講料:

A)「2段特別講習会」、「3段特別講習会」、「4段特別講習会」は、

- ◆2日コース=1人2万円、◆3日コース=1人3万円とする。

B)「3段・4段セミナー」は、

- ◆火曜コース・水曜コース=1人7千円、◆2日コース=1人1万4千円、とする。

C)「推手特別講習会」は、

- ◆2日コース=1人2万円とする。

3)「推手特別講習会」の参加証明書発行取り扱い手数料:

- ◆「推手特別講習会」参加者が初回の参加申込みを行う時には、都道府県連盟またはブロックは、「推手特別講習会参加証明書」(推手書式一1)に所定事項を記入して、参加証明を行い、県連盟またはブロックの責任者が押印した書式を提出しなければならない。
- ◆この証明書を発行した都道府県連盟またはブロックに対して、日本連盟は当該年度の推手講習会がすべて終了した後に、証明書を発行した参加者1人あたり2千円の取り扱い手数料を県連盟またはブロックに支払う。
- ◆初回の参加申込みにこの手続きを行なった参加者は、次回からの「推手特別講習会」の申し込み時にはこの証明書を提出する必要がない。

4. 実施日程:

| | 講習会 | 実施年 | 実施日 |
|----|---------------|-------|-------------------|
| 1) | 「2段特別講習会①」 | 2018年 | 5月19日(土)～21日(月) |
| | 「2段特別講習会②」 | 2018年 | 10月13日(土)～15日(月) |
| 2) | 「3段特別講習会①」 | 2018年 | 5月12日(土)～14日(月) |
| | 「3段特別講習会②」 | 2018年 | 7月28日(土)～30日(月) |
| | 「3段特別講習会③」 | 2019年 | 2月2日(土)～4日(月) |
| 3) | 「4段特別講習会①」 | 2018年 | 6月23日(土)～25日(月) |
| | 「4段特別講習会②」 | 2018年 | 9月22日(土)～24日(月・祝) |
| | 「4段特別講習会③」 | 2019年 | 2月23日(土)～25日(月) |
| 4) | 「3段・4段セミナー①」 | 2018年 | 4月24日(火)、25日(水) |
| | 「3段・4段セミナー②」 | 2018年 | 8月28日(火)、29日(水) |
| | 「3段・4段セミナー③」 | 2018年 | 10月30日(火)、31日(水) |
| | 「3段・4段セミナー④」 | 2019年 | 1月15日(火)、16日(水) |
| | 「3段・4段セミナー⑤」 | 2019年 | 3月5日(火)、6日(水) |
| 5) | 「東京・推手特別講習会①」 | 2018年 | 6月2日(土)、3日(日) |
| | 「東京・推手特別講習会②」 | 2018年 | 10月20日(土)、21日(日) |
| | 「東京・推手特別講習会③」 | 2019年 | 1月12日(土)、13日(日) |
| | 「大阪・推手特別講習会」 | 2019年 | 1月26日(土)、27日(日) |
| | 「東京・推手特別講習会④」 | 2019年 | 3月2日(土)、3日(日) |

5. 参加申込受付けと受理決定方法:

受付方法＝郵送または専用ファックスに申込み、抽選により受理者を決める：

2017年度と同様に、各講習会の日程ごとに定められた「申込受付期間」中に郵送または専用ファックス番号で受領した参加申込書のすべてに対して、公正な方法で抽選を行ったうえで、受理者を決定して通知する。

◎「2段特別講習会①・②」、「3段特別講習会①～③」、「4段特別講習会①～③」、「3段・4段セミナー①～⑤」：

1) 案内書類を送付：

日本連盟事務局は、「講習会案内」と「参加申込書」を、受講対象者の本人自宅宛(日本連盟データベースに登録されている住所)に、毎年度1回に限り送付する(2018年度講習会の案内は2017年11月に送付)。

「2段特別講習会①・②」、「3段特別講習会①～③」、「4段特別講習会①～③」、「3段・4段セミナー①～⑤」の対象者にそれぞれ、参加可能な講習会の申込書を各2枚送付する。3回以上申込む予定がある人は、申込書を複数枚提出して使用することができる。

2) 申込み＝「参加申込書」は、講習会ごとの「参加申込み日程」に従って受付けする：

◆参加者が個人で日本連盟に郵送またはファックスで参加を申込む。

◆「参加申込み日程」＝受付期間を設定：

例年通り、参加申込みは、<6. 参加申込み日程:>に記載されている各講習会の「参加申込み日程」にしたがって、各回ごとに申し込む。

「参加申込書」に記載されている、参加日程下の○印欄に「○」を記入して、参加を希望する講習会の日程を特定して申し込む。

※<注意>

例: ①の参加受付期間中に、他の②、③などの申込みは受け付けない。

①の参加受付期間中に、「参加申込書」の①以外の②や③などを丸印で囲んで申し込んでも、①以外は受理しない。

◆ファックスで申し込む場合は、2017年度実施と同様に、日本連盟事務局の特別講習会参加

申込書を受信するための専用FAX番号 03-6231-4110に送信すること。

申込み期間中に受理された参加申込書のうち、受講条件を満たし、必要事項が記入されている参加申込者全員に対して一括して抽選を行い、募集定員を基準にして、各講習会の受理者を決定する。

◆抽選方式：抽選は、厳正に、公平に実施する。すべての参加申込者を対象にして抽選を行い、募集定員を基準にして、講習会ごとに受理者を決定する。各回の講習会ごとに募集し、抽選を行うので、1回目の当選者、2回目の当選者等の区別をせずに、講習会ごとに全員を対象にして抽選を行い、決定する。

3) 参加申込み受理・不受理の通知を送付：

◆日本連盟事務局は、抽選に当選し、「受理」が決定した申込者にたいして、「受理通知」と郵便振替用紙による「確定参加申込書」を送付する。

郵便振替用紙の「確定参加申込書」には、講習会ごとに「郵便振替の締め切り日」＝「確定申込み期限」が設けられている。

◆抽選に当選しなかった人には、「不受理通知」を送付する。

4) 受講者の確定：

受理通知を受けた申込者から郵便振替用紙の「確定参加申込書」が締切り日までに届き、受講料の入金が確認できた時点で、正式に参加申込が成立し、受講者が確定する。

5) 受講票送付： 日本連盟事務局は、受講者にたいして受講票を事前に郵送する。

◎ 「東京・推手特別講習会①～④」「大阪・推手特別講習会」：

1) 案内書類送付：

日本連盟事務局は、「講習会案内」と「2人1組 参加申込書」を、2017年11月に都道府県連盟に送付する。この「参加申込書」は、1枚の用紙に東京①～④、および大阪の日程欄を設けて、各講習会共通の書式とする。参加希望者は該当する日程欄に○印を付して特定して、指定されている「申込受付期間」中に申込みを行う。なお、「2人1組 参加申込書」は、2016年度までに2段、3段、4段を取得している全員にも送付する。

2) 申込み： 3) 受理・不受理の通知を送付： 4) 受講者の確定： 5) 受講票送付：

2)～5)は、「2段特別講習会」・「3段特別講習会」・「4段特別講習会」・「3段・4段セミナー」と同様の要領で行う。

なお、必ず2人1組で申し込み、2人のうちの1人を「連絡代表者」とする。「連絡代表者」は、①日本連盟からの2人分の受理・不受理通知を受領し、②日本連盟に2人分の受講料をまとめて納付し、③日本連盟から2人分の「受講票」を受領する。1人で申し込んでも受理されない。

6. 参加申込み日程：

※別紙参照

以上